

奈良県職員に対する退職手当に関する条例及び県営水道の業務に従事する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年十二月二十二日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第二十二号

奈良県職員に対する退職手当に関する条例及び県営水道の業務に従事する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

（奈良県職員に対する退職手当に関する条例の一部改正）

第一条 奈良県職員に対する退職手当に関する条例（昭和二十八年十月奈良県条例第四十号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項中「退職した職員」の下に「（第四項の規定に該当する者を除く。）」を加え、同条第二項中「すべて」を「全て」に改め、同条第三項中「職員」の下に「（第五項の規定に該当する者を除く。）」を加え、同条第十項を同条第十三項とし、同条第九項中「第五項」を「第八項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第八項中「第五項第四号」を「第七項第四号」に、「又は第五項」を「又は第七項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第七項中「第五項第三号」を「第七項第三号」に、「第五項の」を「第七項の」に改め、同項を同条第十項とし、同条第六項中「前項第三号」を「第七項第三号」に改め、同項を同条第九項とし、同条第五項中「第三項及び前項」を「及び第三項から前項まで」に、「又は広域求職活動費」を「又は求職活動支援費」に改め、同項第六号を次のように改める。

六 求職活動に伴い雇用保険法第五十九条第一項各号のいずれかに該当する行為をする者 同条第二項に規定する求職活動支援費の額に相当する金額

第十条第五項を同条第七項とし、同項の次に次の一項を加える。

八 前項の規定は、第四項又は第五項の規定による退職手当の支給を受けることができる者（第四項又は第五項の規定により退職手当の支給を受けた者であつて、当該退職手当の支給に係る退職の日の翌日から起算して一年を経過していないものを含む。）について準用する。この場合において、前項中「次の各号」とあるのは「第四号から第六号まで」と、「技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当」とあるのは「就業促進手当」と読み替えるものとする。

第十条第四項中「前項」を「第三項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項

の次に次の二項を加える。

4 勤続期間六月以上で退職した職員であつて、その者を雇用保険法第四条第一項に規定する被保険者とみなしたならば同法第三十七条の二第一項に規定する高年齢被保険者に該当するもののうち、第一号に掲げる額が第二号に掲げる額に満たないものが退職の日後失業している場合には、一般の退職手当等のほか、第二号に掲げる額から第一号に掲げる額を減じた額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による高年齢求職者給付金の支給の条件に従い支給する。

一 その者が既に支給を受けた当該退職に係る一般の退職手当等の額
二 その者を雇用保険法第三十七条の三第二項に規定する高年齢受給資格者と、その者の基準勤続期間（第二項に規定する基準勤続期間をいう。以下この号において同じ。）を同法第十七条第一項に規定する被保険者期間と、当該退職の日を同法第二十条第一項第一号に規定する離職の日と、その者の基準勤続期間の年月数を同法第三十七条の四第三項の規定による期間の年月数とみなして同法の規定を適用した場合に、その者が支給を受けることができる高年齢求職者給付金の額に相当する額

5 勤続期間六月以上で退職した職員であつて、その者を雇用保険法第四条第一項に規定する被保険者とみなしたならば同法第三十七条の二第一項に規定する高年齢被保険者に該当するものが退職の日後失業している場合において、退職した者が一般の退職手当等の支給を受けないときは、前項第二号の規定の例によりその者につき同法の規定を適用した場合にその者が支給を受けることができる高年齢求職者給付金の額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による高年齢求職者給付金の支給の条件に従い支給する。

第十五条第一項中「第十条第三項」の下に「又は第五項」を加え、「同項」を「これら」に改め、同条第二項中「第十条第一項」の下に「又は第四項」を加える。

（県営水道の業務に従事する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第二条 県営水道の業務に従事する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和四十二年三月奈良県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

第十五条第六項中「広域求職活動費」を「求職活動支援費」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十九年一月一日から施行する。

（経過措置）

2 退職職員（退職した奈良県職員に対する退職手当に関する条例第二条に規定する職員をいう。以下同じ。）であつて、退職職員が退職の際勤務していた県の事務を雇用保険法（昭和四十九年法律第十六号）第五条第一項に規定する適用事業とみなしたならば雇用保険法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十七号）第二条の規定による改正前の雇用保険法第六条第一号に掲げる者に該当するものにつき、第一条の規定による改正後の奈良県職員に対する退職手当に関する条例（以下「新条例」という。）第十条第四項又は第五項の勤続期間を計算する場合における奈良県職員に対する退職手当に関する条例第七条の規定の適用については、同条第一項中「在職期間」とあるのは「在職期間（雇用保険法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十七号）の施行の日（以下この項及び次項において「雇用保険法改正法施行日」という。）前の在職期間を有する者にあつては、雇用保険法改正法施行日以後の職員としての引き続きた在職期間）」と、同条第二項中「月数」とあるのは「月数（雇用保険法改正法施行日前の在職期間を有する者にあつては、雇用保険法改正法施行日の属する月から退職した日の属する月までの月数（退職した日が雇用保険法改正法施行日前である場合にあつては、零）」とする。

3 新条例第十条第七項（第六号に係る部分に限り、同条第八項において準用する場合を含む。）の規定は、退職職員であつて求職活動に伴いこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に同号に規定する行為（当該行為に関し、第一条の規定による改正前の奈良県職員に対する退職手当に関する条例第十条第五項第六号に掲げる広域求職活動費に相当する退職手当が支給されている場合における当該行為を除く。）をしたものについて適用し、退職職員であつて施行日前に公共職業安定所の紹介により広範囲の地域にわたる求職活動をしたものに対する広域求職活動費に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

4 新条例第十条第八項において準用する同条第七項（第四号に係る部分に限る。）の規定は、退職職員であつて施行日以後に職業に就いたものについて適用し、退職職員であつて施行日前に職業に就いたものに対する就業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。